

平成27年3月31日

事業者 各位

入札金額の内訳書の提出について

平成26年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、平成27年4月1日以降の工事入札に参加する事業者には、入札時に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。

三鷹市の入札におきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせします。

記

1 入札時の対応

予定価格 130 万円以上の工事契約案件で、平成 27 年 4 月 1 日以降の競争入札に参加する者は、入札時に積算内訳書を添付するものとする。

なお、積算内訳書の項目は①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費及び⑤その他（①から④まで以外の費用）とする。

【お問い合わせ先】

三鷹市役所総務部契約管理課契約係
電話 0422-45-1151 内線 2261～2263